

第二回國會
衆議院

財政及び金融委員會會議錄第十九号

昭和二十三年四月二十七日（火曜日）

午前十一時五十三分開議

出席委員

委員長 早稲田柳右エ門君

理事 塚田十一郎君 理事 島田 晋作君

理事 中崎 敏君 理事 梅林 時雄君

島村 一郎君 吉米地英俊君

松田 正一君 山口 喜久一郎君

赤松 勇君 川合 彰武君

川島 金次君 河井 榮藏君

佐藤 龍次郎君 田中 鐵之進君

林 大作君 八百板 正君

金光 義邦君 後藤 悦治君

中曾 根康弘君 長野 長廣君

井出 一太郎君 内藤 友明君

藤田 栄君 本藤 恒松君

出席國務大臣

商工大臣 水谷 長三郎君

出席政府委員

大藏政務次官 森下 政一君

大藏事務官 河野 一之君

專賣局長官 原田 富一君

委員外の出席者

專門調査員 氏家 武君

四月六日委員松尾トシ君、矢野庄太郎君、周東英雄君、吉米地義三君及び原

彪君辭任につき、その補欠として本藤

恒松君、藤田榮君、本田英作君、金光

義邦君及び長野長廣君が議長の指名で

委員に選任された。

四月十四日

小額紙幣整理法案（内閣提出）（第四

〇号）

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第十九号 昭和二十三年四月二十七日

四月二十三日

不正保有物資等の対価を登録國債で

決済することに関する法律案（内閣

提出）（第四三三号）

不正保有物資等特別措置特別會計法

案（内閣提出）（第四四四号）

昭和二十三年の所得税の四月予定申

告書の提出及び第一期の納期の特例

に関する法律の一部を改正する法律

案（内閣提出）（第四五五号）

四月二十四日

政府が発行する福引券の当せん金の

支拂等に関する法律案（内閣提出）

（第四七〇号）

四月二十六日

大蔵省預金部特別會計の昭和二十三

年度における歳入不足補てんのため

の一般會計から繰入金に関する

法律の一部を改正する法律案（内閣

提出）（第四八八号）

の審査を本委員会に付託された。

四月七日

福島市に証券取引所設置の請願（原

孝吉君紹介）（第三四一〇号）

福島市に煙草工場設置の請願（原孝

吉君紹介）（第三四二二号）

豊里村に國有林地貸付に関する請願

（小林運美君紹介）（第三四九〇号）

木製文具並びに事務用品に対する物

品税の免税点設定に関する請願（池

谷信一君外六名紹介）（第三五六六号）

光海軍工廠跡敷地拂下に関する請願

（守田通輔君紹介）（第三五七〇号）

昭和二十二年分所得税更正決定に

対する請願（長野長廣君紹介）（第三

六六号）

四月十五日

大衆課税反対の請願（赤松勇君外一

名紹介）（第四三五五号）

同（佐藤龍次郎君外一名紹介）（第四

三六六号）

大衆課税反対の請願外一件（佐藤龍

次郎君紹介）（第四七八号）

監査士法制定の請願（青木孝義君外

一名紹介）（第五〇三三号）

長岡市に煙草工場設置の請願（神山

榮一君紹介）（第五一二二号）

飲酒税復活の請願（岡田春夫君外一

名紹介）（第五一八八号）

の審査を本委員会に付託された。

四月八日

戦災都市における市営企業等に対す

る入場税免除の陳情書（全國戦災都

市連盟会長姫路市長石見元秀外十九

名）（第三三五五号）

遺家族に対し非戦災家屋特別税賦課

除外の陳情書（土浦市大岩田町久保

田東外五十七名）（第三三六六号）

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

不正保有物資等特別措置特別會計法

案（内閣提出）（第四四四号）

昭和二十三年の所得税の四月予定申

告書の提出及び第一期の納期の特例

に関する法律の一部を改正する法律

案（内閣提出）（第四五五号）

政府が発行する福引券の当せん金の

支拂等に関する法律案（内閣提出）

（第四七〇号）

大蔵省預金部特別會計の昭和二十三

年度における歳入不足補てんのため

の一般會計から繰入金に関する

法律の一部を改正する法律案（内閣

提出）（第四八八号）

不正保有物資等の対価を登録國債で

決済することに関する法律案（内閣

提出）（第四三三号）

〇早稲田委員長 それでは會議を開き

ます。

本月十四日小額紙幣整理法案が本委

員會に付託に相なり、引続き二十三日

に不正保有物資等の対価を登録國債で

決済することに関する法律案、不正保

有物資等特別措置特別會計法案、昭和

二十三年の所得税の四月予定申告書

の提出及び第一期の納期の特例に關する

法律の一部を改正する法律案が付託さ

れました。さらに二十四日には政府が

発行する福引券の当せん金の支拂等に

關する法律案、昨二十六日には大蔵省

預金部特別會計の昭和二十三年度にお

ける歳入不足補てんのための一般會計

から繰入金に關する法律の一部を

改正する法律案が本委員会に付託に相

なつております。本日は右法律案のう

ち急を要する部分についての御説明を

政府当局に求めたいと存じます。

まず不正保有物資等特別措置特別會

計法案を議題といたしまして、政府の

説明を求めます。森下政府委員。

不正保有物資等特別措置特別

會計法案

第一條 臨時物資需給調整法（昭和

二十一年法律第三十二号）に基い

て、國の行う不正保有物資及び過

剩物資（以下物資という。）の取得、

賣拂等に関する歳入歳出は、これ

を一般會計と区分して特別會計を

設置する。

第二條 この會計は、商工大臣が、

法令の定めるところに従い、これ

を管理する。

第三條 物資の取得、賣拂等に関す

る事務は、商工大臣が、その定め

るところにより、これを産業復興

公團（当該物資につきその配給に

關する業務を行うことを目的とし

る公團がある場合は、その公團と

する。以下公團という。）又は当該

物資をこの會計から買入れる特別

會計の管理廳をして取り扱われし

める。

前項の場合において、商工大臣

は、必要があると認めるときは、

公團に対してその事務に關する支

拂に必要な資金を交付することが

できる。

公團が第一項の規定により取り

扱う物資及び現金の取扱に關し、

國に損害を與えた場合の公團の賠

償責任については、民法及び商法

の適用があるものとする。

第一項の規定により同項に規定

する特別会計の管理廳において取り扱う事務に關する経費は、これを当該特別会計の負担とする。

第四條 この会計においては、物資の賣拂代金、積立金から生ずる收入、積立金からの繰入金、一般会計からの繰入金及び附屬雑收入をもつてその歳入とし、物資の買取代金のうち現金で交付するもの、物資の対價として交付するため政府の発行する登録國債の償還金及び利子、一時借入金の利子、登録國債の発行及び償還に關する諸費、事務取扱費、公國に對する事務取扱手数料、物資に關する情報提供者に支給する報償金、一般会計への繰入金並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

第五條 臨時物資需給調整法第七條の規定により没收した物資（商工大臣の指定する物資を除く。）は、この会計に帰属するものとする。

第六條 臨時物資需給調整法に基いて國の取得する物資の対價として交付するため政府の発行する登録國債は、これをこの会計の負担とする。

前項の登録國債の償還金及び利子、一時借入金の利子並びに登録國債の発行及び償還に關する諸費の支出に必要な金額は、これを毎年度國債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

第七條 この会計において、毎会計年度における歳入（一般会計からの繰入金及び第八條第一項の規定による前年度剰余の繰入金を除く。）の收納額から、歳出（一般会計への繰入金を除く。）の支出額

額と当該年度において収入済となつた賣拂物資の取得の対價として交付した又は交付すべきであつた登録國債の額面總額に相當する金額との合計額を控除して剰余があるときは、これを当該年度の一般会計の歳入に繰り入れ、不足するときは、これを当該年度の一般会計の歳出を以て補てんする。但し、繰入に關するこの会計の当該年度における歳出予算額が当該繰入額に對して不足するときは、又は補てんに關する一般会計の当該年度における歳出予算額が当該補てん額に對して不足するときは、各々その不足額は、これを翌年度において繰り入れ又は補てんするものとする。

第八條 この会計において、決算上剰余を生じたときは、当該剰余金額のうち前條但書の規定により翌年度において一般会計へ繰り入れなければならない金額を控除した金額は、これを積立金として積み立て、翌年度において一般会計へ繰り入れらるべき額に相當する金額は、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

この会計の積立金は、國債をもつて保有し、又は大藏省預金部に預け入れて運用しなければならない。

この会計の積立金は、この会計の負担に屬する登録國債の償還金を支弁するため必要があるときは、これを使用することができ

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の

予算とともに、これを國会に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添付しなければならない。

- 一 歳入歳出予算計算書
- 二 前年度における物資の取得及び処分明細表
- 三 前年度及び当該年度の物資の取得及び処分予定表
- 四 前年度末における積立金及び國債の現在額表

第十條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國会に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添付しなければならない。

- 一 歳入歳出決算計算書
- 二 当該年度の物資の取得及び処分明細表
- 三 当該年度末における積立金及び國債の現在額表

第十一條 この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第十二條 この会計において、支拂上一時現金に不足があるときは、この会計の積立金を繰替使用し、又は、この会計の負担において、一時借入金をすることができ

前項の規定による繰替金及び一時借入金は、当該年度の歳入を以てこれを償還しなければならない。

第十三條 この会計の負担に屬する登録國債及び一時借入金の起債、償還等に關する事務は、大藏大臣

が、これを行う。

第十四條 實効登録特別法、昭和二十二年法律第七十九号（第十條、第十一條及び第十四條の規定は、この会計の予算及び決算について、これを準用する。）第十五條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○森下政府委員 最初に一言御挨拶を申し上げます。

今回はからず大藏事務次官に就任いたしました参議院議員森下でありまして、どうぞお見知りおき願ひしまして、せつかく御支援、御教授を賜わりたいと思ひます。何分すでに御案内のことと存じますが、微力でございますが、諸事はなほ不行届きがございまして、存するのあります。皆さん方のお引まわしを得まして、大過なく職責をはたしたい、かように存する次第であります。どうかよろしく願ひいたします。

ただいま上程されました不正保有物資等、特別措置、特別会計法案の提出の理由を御説明申し上げます。不正保有物資及び過剰物資の取扱ひにつきま

しては、臨時物資需給調整法に基き、從來は沒收せられるものを除くのは、任意に、あるいは行政命令により、公國その他のものにおいて譲り渡しを受けておつたのでありますが、これらの物資の性質に鑑みまして、近く一定の場合においては、その買取り賣

拂い等を國において行うことに改めるとともに、この國会に別途提出御審議を願つております。不正保有物資等の対價を登録國債で決済することに關する法律案により、その対價を登録國債で決済することとしたしたいと考えております。その場合におきましては、これらの物資の取得、賣拂い等に関する歳入歳出は、これを特別に整理して、不正保有物資等の取得及び処分の状況を明確ならしめるのが適當と思はれるのであります。よつてこの特別会計を設置することとしたのであります。が、そのおもなる内容は、この会計において不正保有物資等の買取り賣拂い等を行うこととし、従つて買取りの対價として交付する登録國債の額面總額に相當する金額は、これをこの会計の積立金として留保し、將來における当該登録國債の償還財源に充てることとし、なおこの会計決算上剰余を生ずる場合には、これを一般会計に繰入れ、不足するときは、これを一般会計より補填することとしたのであります。

なお臨時物資需給調整法に基いて沒收せられました不正保有物資も、商工大臣の指定する特定の物資を除きましては、その性質に鑑みこの会計に帰属せしめることとし、また從來公國より支拂つておりました潜在物資に關する情報提供者に支給する報償金は、その性質上國が直接この会計の負担において支給するのが適當と思はれます。またこの会計の行方買取り賣拂い等の業務は、これを各公國または他の各特別会計の管理廳をして取扱はしめることとし、これらの規定を設けたのであります。

以上簡単であります、御説明申し上げず。

○早稲田委員長 次に昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案について政府の説明を求めます。森下政務次官。

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律（昭和二十三年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

この法律に次の題名を附する。
昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律

第一項中「五月一日」を「六月一日」に、「同月三十一日」を「同月三十日」に改め、第二項中「四月三十日」を「五月三十一日」に改める。

第二項の次に次の三項を加える。
昭和二十三年に限り、所得税法第二十二條第一項の規定による七月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年八月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十三條第一項の規定による七月

月修正予定申告書の提出及びその記載事項については、同年八月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十二條第二項及び第二十三條第四項中「四月一日」とあるのは「六月一日」と、「七月一日」とあるのは「八月一日」と、「三月三十一日」とあるのは「五月三十一日」と、「六月三十日」とあるのは「七月三十一日」と読み替えるものとする。

第三項中「五月一日から同月三十一日」を「六月一日から同月三十一日」と、「限りとする」を「限り」とし、同項に規定する第二期の納期は、同年八月一日から同月三十一日限りとする。」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

○森下政務次官 昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

政府はさきに国会の審議を経て、本年に限り所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例を設け、所得税法の改正案が国会で可決されたのち、改正規定に従つて所得税の四月予定申告書を提出し、第一期の納税をするようにいたしましたのであります。

目下政府は賃金、物價等、経済諸情勢の推移等に照らし、租税負担を軽減するため、所得税の基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率等につき具体案を検討中

でありまして、できる限り速やかに成案を得て、これが改正案を国会に提案いたしたい方針であります、その提案の時期が、諸般の事情により、当初考えていたよりも遅延することに相なりまして、今回さらに四月予定申告書の提出等につき特例を設けることとしたのであります。すなわち本年に限り、所得税の四月予定申告書は、本年六月一日の現況によつて記載し、六月一日から同月三十日まで提出することとし、また所得税の第一期の納期も六月一日から同月三十日までとして、それより二箇月繰延べることとしたものと、第二期の納期も、八月一日から同月三十一日までとして一箇月繰延べることとしたのであります。なおこれに伴い所得税の七月予定申告書及び七月修正予定申告書についても、八月一日から同月三十一日まで提出することとしたしました。

以上提案の理由を御説明申し上げました。

○早稲田委員長 次は不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに關する法律案を議題とし、商工大臣の説明を求めます。

不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに關する法律案

不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに關する法律案

不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに關する法律案

不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに關する法律案

不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに關する法律案

不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに關する法律案

省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令第二号。以下規則という。第二條から第四條までの規定又は第九條の規定により政府が不正保有物資等特別措置特別会計の負担において譲り受ける規則第一條に定める不正保有物資又は過剰物資（以下物資という。）の対価の決済は、登録國債の交付によつて、これを行わなければならない。但し、その対価が千円に満たないもの及びその対価が千円に満たない部分については、この限りでない。

第二條 前條の規定により交付する登録國債の交付價格、償還期限及び利率は、左の通りとする。

一 交付價格 額面百円につき百円

二 償還期限 十年以内

三 利率 年二分

第三條 第一條の規定により交付を受けた登録國債は、規則第十三條第三項の規定により当該物資につき担保権を有する者がその権利を行う場合を除く外、これを譲渡し又は担保に供することができない。

前項の規定に違反してなされた行為は、これら無効とする。

第一條の規定により交付を受けた登録國債については、登録除却の請求をすることができない。

第四條 政府は、第一條の規定により交付するに必要な額を限り、國債を発行することができる。

は、これを登録國債とする。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

○永谷國務大臣 不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに關する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

本邦経済再建において最も障害となつておりますのは、原材料、燃料等の物資の不足でありまして、これを打開するために、國內においては極力生産の増強に努めておる次第でございますが、何ぶんにも荒廃した國力をもつてしては、自力回復がなから困難でありますので、これと並行いたしまして、海外からの輸入につきましても、連合軍最高司令部の援助を懇請しておりますことは御承知の通りでございます。しかしながら海外よりの支援を仰ぎますためには、もとより日本國民自体におきまして、まず最善の努力をいたしますことがその前提でありまして、この意味におきましても、國內のいわゆるやみ物資その他不正物資及び遊休物資の總ざらいを断行いたしまして、これを経済再建のため活用いたしまして、これは、對外、對内両面におきましてきわめて重要なことと考えられます。この種の方策をいたしましては、一昨年二月閣議物資等緊急措置令を公布いたしました。さらにその後指定生産資材在庫、調整規則を制定実施してまいりました。現在中央及び地方に遊休物資活用委員会を設置し、いわゆる潜在物資の摘発活用を努めておるのた第一國會で衆議でございまして、また退職物資特別委員会に設置されました。

員会におきましても、これが推進に格別の御盡力を煩わしましたことは御承知の通りでございます。しかしながら潜在物資に関する措置につきましては、なお一段と整備改訂を必要とするものがございます。また、去る三月二十三日に臨時物資需給調整法に基づき、過剰物資等在庫活用規則を制定いたしました。これと並行して同月二十七日、ポツダム政令に基づき重要物資在庫緊急調査令を制定公布いたしましたのでございます。

○早稲田委員長 次に政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案を議題とし、政府の説明を求めます。森下政務次官。

政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案
政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案

政府は、製造業銀行の購入者に対し昭和二十三年四月二日から同年五月十五日までの間において発行する福引券に関する当せん金の支拂その他の事情を、日本勸業銀行に委託して行わせることができる。

前項の場合において、大蔵大臣は、必要があると認めるときは、日本勸業銀行に対して、前項の当せん金の支拂に必要な資金を交付し、前項の委託事務の取扱に要する費用について概算拂をすることができ。

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○森下政府委員 提案の理由を御説明申し上げます。

製造タバコの賣上げを増進いたしまして専賣資金の確保をはかるために、政府が本年四月一日から五月十五日までの間に、製造タバコの購入者に対し発行する福引券に関する当せん金の支拂いその他の事務につきまして

は、政府が個々の当せん者である債権者に対しまして、直接当せん券を調査いたしました上、別々に小切手を振り出すことは、その事務の不円滑を来し、ひいては当せん者に少なからぬ不便をかけるような結果をもたらすおそれもあり、また実行上多大の困難を伴い、不可能に近いこととあります。従いましてこれらの事務を円滑ならしめ、また当せん者の便益のためにも、この種の事務の取扱に経験を重ねておる日本勸業銀行に委託してこれを行わせ、もつてその円滑なる運営をはかることが必要なのであります。これに伴いまして当せん金の支拂に必要な資金を同行に交付いたしますとともに、委託事務の取扱に要します費用につきましても、概算拂いすることができるとする必要があるとあります。よつてこれに伴う必要な規定を設けるため、この法律を制定しようとしたものであります。

○早稲田委員長 次に大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、政府の説明を求めます。森下政務次官。

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○森下政府委員 御説明申し上げます。

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

さきに申し上げました一般会計からの繰入額、一億二千二百三十九万五千円だけ引き上げる必要があるものでありまして、これがためには法律をもつてその限度額を改訂する必要がありますので、この法律案を提出いたしました次第であります。以上をもつて説明いたします。

○早稲田委員長 本日はこれにて散会し、明日午前十一時より開会いたします。御異議ありませんか。それでは明日午前十一時より開会することにして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

午後零時十二分散会

午後零時十二分散会

午後零時十二分散会

午後零時十二分散会

午後零時十二分散会